

● 令和4年度 全漁調連 政府要望提案（東京海区）

要 望 ①

日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について

要望に至った経緯

東京都の島しょ地域において、春に北上するカツオを対象とする曳縄漁業は大変重要な漁業である。しかしながら、近年、曳縄で漁獲されるカツオは不漁傾向が著しく、また、このような状況は、日本の他の沿岸地域でも同様な状況である。

漁獲量の低迷については、太平洋を広範囲に回遊するカツオが、日本沿岸に来遊する前に赤道海域で大型まき網漁船により大量に漁獲され、カツオの来遊資源の減少を招いていることが主な原因の一つではないかとの指摘もある。

太平洋を広く回遊するカツオ資源は、国際的な取組による調査等が進められているが、近年の漁獲低迷を脱するためには、よりの確な資源状況を把握し、日本沿岸へのカツオ資源の来遊量を回復させることが急務である。

要望内容

- 1 赤道海域における漁獲と日本沿岸におけるカツオの漁獲との因果関係について、引き続き究明を進め、国際的な管理機関における働きかけを進めること。
- 2 来遊量の低迷が続く日本沿岸のカツオ資源について、限られた魚群に対し、大臣許可である大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大型船と沿岸の小型曳縄漁業との間で、漁場競合等が生じているため、沿岸曳縄漁業の操業を維持できるような資源利用並びに操業調整の対策や取組を進めること。

要 望 ②

大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について

要望に至った経緯

平成24年の許可一斉更新後、大中型まき網漁船について、VMSの設置の義務付けが行われた。しかし、指導・取締りの目的のみに使用することを条件に導入した経緯を理由として、航跡情報を直接確認できるのは水産庁担当者に限られ、都道府県の取締担当者にも情報開示がされていない。

大中型まき網漁業と沿岸漁業との円滑な操業調整については、国及び各都道府県の双方により、監視・取締体制を図っていることから、国及び都道府県の取締担当者双方で協力し、運用できるよう要望する。

特に、沖合漁業については、TAC制度、さらにIQの導入等を行う一方で、漁船の大型化等の規制緩和も検討され、沿岸の小型船が出漁できないような荒天時にも操業可能となり、高価格の資源を、より効率的に漁獲することで、改革の恩恵を受けることになる。

しかしながら、沿岸小型漁業にとっては、優良な漁場から資源を先取りされることになるため、逆に、操業や経営の悪化につながる。

また、資源管理対策として、操業情報を相互に開示することで、限られた資源、限られた漁場で、資源を守りながら効率的な操業を確保する試みも行われ、国においても資源状況の把握に活用されているとの提示もされている。

このため、VMS情報を指導・取締りの目的のみに使用することにこだわることなく、沖合漁業及び沿岸漁業の両者が、信頼関係のもとでともに資源管理への積極的な取り組みや経営の維持安定化に取り組めるよう、多様な活用を図る必要がある。

要望内容

- 1 沖合漁業、沿岸漁業ともに水産資源管理が益々重要になっていることから、操業上の疑義が生じた場合には、公平性・透明性の確保、指導・取締りの強化のため、国及び都道府県の取締担当者が相互協力して状況を確認できるようにすること。
- 2 VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、改正漁業法施行後の許可の際、その条件とするなど改善を図ること。

要 望 ③

伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について

要望に至った経緯

東京海区では、従来から小笠原海域における台湾漁船による違法操業について、取締り強化の要望提案を毎年提出している中、平成26年9月から、中国のサンゴ密漁船が小笠原海域のみならず伊豆諸島海域にまで、多いときには1日200隻以上押し寄せ、違法操業を堂々に行われるという事態が発生した。その後水産庁や海上保安庁により、監視・取締りの体制強化や罰則強化が行われ、密漁船は確認されなくなっている。

これにより地元漁業者が大切にしてきた貴重なサンゴ資源が毀損されたばかりでなく、漁具の廃棄などによりサンゴ以外の水産資源の生育環境の悪化、漁場の荒廃により、漁業操業に多大なる支障を招いている。

違法操業は、地元漁船のみならず同海域における他県漁船の操業にも多大な影響を与え、また、年々、大型外国漁船が、日本近海の公海において、水産資源を大量に漁獲する操業も新たな脅威となり、不安感も増している。今後、外国漁船の違法操業が二度と繰り返されることのないよう、次の事項を強く要望する。

要望内容

- 1 伊豆諸島・小笠原海域における取締り体制を一層強化し、外国漁船の違法操業に対する徹底した取締りを実施すること。
- 2 放置されたサンゴ網等を除去し、早期に漁場回復が図られるよう対策の充実、強化をすること。

《参 考》他海区からの「要望概要」 東日本ブロック

* 東京海区除く 11 海区について

1 要望状況 … 24 要望 (R3 年度 22 要望)

(1) な し … 3 海区 (R3 年度 2 海区)

(2) 取下げ … 3 要望

(3) 継 続 … 19 要望

(4) 新 規 … 6 要望

(①委員会制度 1 件、②クロマグロ関係 1 件、③サンマ・マサバ資源関係 1 件、④新たな資源管理措置 1 件、⑤遊漁者関係 2 件)

2 要望項目

(1) 海区漁業調整委員会制度について 1 海区 (1 要望)

(2) 沿岸漁場の秩序維持について 0 海区 (0 要望)

(3) 太平洋クロマグロの資源管理について 7 海区 (7 要望)

(4) 沿岸資源の適正な利用について 7 海区 (12 要望)

(5) 外国漁船問題等について 2 海区 (2 要望)

(6) 海洋性レジャーとの調整等について 3 海区 (3 要望)

3 主な項目

沿岸資源の適正な利用について

①沿岸漁業と沖合漁業の調整 … 2 海区

②改正漁業法の新たな資源管理措置 … 2 海区

③カツオ資源関係 … 2 海区

④太平洋マサバ資源関係 … 3 海区

⑤サンマ資源関係 … 4 海区